

## 障害児通所支援事業について

※適正な運営のため、必ず目を通してください

### 障害児通所支援の種類と内容

障害児通所支援事業 … 第二種社会福祉事業(社会福祉法第2条第3項第2号に規定)

	種類と内容	児童福祉法
障害児通所支援事業	<b>児童発達支援</b> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を供与すること	第43条の1 (児童発達支援センター) 第6条の2の2第2項 (児童発達支援センター以外)
	<b>医療型児童発達支援</b> 上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与及び治療を行うこと	第43条の2 (児童発達支援センター) 第6条の2の2第3項 (児童発達支援センター以外)
	<b>放課後等デイサービス</b> 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること	第6条の2の2第4項
	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> 重度の障害の状態等にある障害児であつて、他の障害児通所支援事業を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること	第6条の2の2第5項
	<b>保育所等訪問支援</b> 保育所等に通う障害児又は乳児院等に入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること	第6条の2の2第6項

### 根拠法令等

指定基準、条例、解釈通知等は以下の通りです。指定時だけでなく事業開始後も、基準を順守した適正な運営をお願いします。

※基準を満たしていない場合、給付費の返還や指定の取消し等の処分を受けることもありますのでご注意ください。

#### 基準法令

- 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
- 児童福祉法施行令(昭和23年3月31日号外政令第74号)
- 児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日号外厚生省令第11号)

#### 指定基準に関して

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年10月1日条例第27号)
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(令和元年11月29日規則第50号)
- ※児童発達支援センターのみ
  - 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年10月1日条例第36号)
  - 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月31日規則第55号)

#### 報酬算定基準に関して

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)

#### 障害児通所給付費等の支給決定に関して

- 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和3年4月版)
- 世田谷区障害児通所支援に係る障害児通所給付費等の支給決定に関する要綱(平成27年3月31日26世障施第2319号)

#### その他

- 児童発達支援ガイドライン
- 放課後等デイサービスガイドライン
- 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引き書